

令和7年度 園芸施設の被覆材張替補助事業

営農継続を支援するため、数年に1度行う園芸施設（ハウス）の被覆材の張り替えに係る費用の一部を補助します。

〈対象者〉 伊勢崎市内で営農し、かつ、伊勢崎市民である個人又は市内に本店もしくは主たる事務所がある法人である認定農業者

〈対象施設〉 上記対象者が所有又は利用権設定している土地に建っており、出荷する野菜、きのこ、果樹、花卉の栽培を行うハウス

※硬質フィルム、ガラス等の場合は、破損している部分の交換のみ対象となります。

※育苗用ハウス、資材置場等は対象外となります。

※交付決定前に購入・設置されたものについては対象外となります。

※原則として、国・県等の他の事業による補助金等と重複する経費は対象外となります。

※過去に本事業の対象となったハウスは対象外となります。

※令和6年度に本事業を利用した人であっても、本事業で被覆を張り替えていないハウスは対象となります。

〈補助金額〉

被覆材(外張りのみ)張り替えに係る
費用(税別)の20%(上限30万円)

※人件費含む、処分費含まず。

※張替を行ったハウスは次の張替（メーカーの耐用年数）までは営農に利用し、放棄・貸出・譲渡はしないでください。

〈受付期間〉

5月1日(木)～5月2日(金)

午前の部 9時30分～11時30分、

午後の部 13時30分～16時

場 所：JA佐波伊勢崎本店 2階

※10月より前の張替を希望する方は
早めの申請をお願いします。

※郵送での申請はできません。

※当初予算額を超えた申請の取扱いについて

受付期間中の申請は先着順に全てお受けしますが、当初予算額（2,000万円）を超えた方からの申請は、補正予算での対応を予定しており、「仮受付」となります。この場合、工事着手は補正予算成立後(10月初旬頃を予定)となります。

〈申請に必要な書類〉

①見積書 ②対象ハウスを園芸に使用していることがわかる写真 ③対象施設の地図

※硬質フィルム、ガラス等の場合は、破損している部分の写真も併せて提出してください。

●申請後の流れ

①書類審査後、5月下旬頃に決定通知を送付します。決定通知を受け取った後に契約・着工をしてください。

②張替え終了したのちに実績報告を市に提出していただいた後、補助金の入金となります。令和8年1月末までに実績報告を提出いただけない場合は、補助金取り消しとなりますので、必ず期限内に工事及び支払いを終了し、書類を提出してください。



問い合わせ先
伊勢崎市役所 農政課 農業支援係
TEL：0270-27-2757（直通）